

令和3年11月1日

保護者各位

宜野湾市立宜野湾中学校
校長 原田 利明
(公印省略)

リバウンド防止と社会経済活動の両立期間「11月1日～11月30日」における部活動およびスポーツ少年団等の活動について（通知）

平素より、本校の学校教育についてご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本県の新型コロナウイルス感染症の新規感染者は減少傾向にありますが、今後も感染対策を徹底しながら教育活動等に取り組んでいく必要があります。

そこで、本校における教育活動及び部活動等については、市教育委員会の方針のもと、感染症対策を徹底し、下記のとおりといたします。

つきましては、各家庭におかれましても、引き続き感染症対策を徹底するとともに、本校の教育活動にご理解いただき、ご協力をお願いします。

記

1 基本的な感染症対策の徹底

- (1) マスクを着用し、手洗い及び手指消毒を徹底する。屋外においても十分な感染対策を講じる。
- (2) 生徒、教職員ともに登校出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底する。生徒本人及び同居家族に発熱や風邪症状等がある場合は、自宅で休養し、登校を控える。

2 部活動について

11月1日（月）から11月30日（火）までは、以下の条件のもと、活動を行う。

- (1) 平日の活動は、早朝練習の時間を含めて2時間以内とする。
- (2) 土日祝日は、3時間以内の練習とする。なお、土日祝日は、飲食を挟むことのないように時間を設定する。
- (3) 県内外の遠征（宿泊を伴う）や合宿は実施しない。
- (4) 練習試合や合同練習も上記（2）を遵守し実施できる。その際、移動時の感染症対策も十分に講じる。
- (5) 部活動等前後に、生徒は飲食等を控えるよう指導を徹底する。（部室、更衣室、下校時等を含む）
- (6) 感染者又は濃厚接触者（接触者も含む）が出た部活動等については、停止とする。

※学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動等に参加できない。

令和3年10月27日

市内幼稚園・小中学校の保護者の皆様へ

宜野湾市教育委員会
教育長 知念 春美
(公印省略)

新型コロナウイルス感染防止の徹底について (お願い)

時下、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、コロナ禍のもとで、平素よりお子様の健康管理や学校の感染防止対策へのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、本県では緊急事態宣言が解除となり、感染拡大抑止期間へと移行しているところであり、10月21日には、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部において、県の警戒レベルが第4段階から第3段階に引き下げられました。

本市におきましても陽性者は減少しているところではありますが、これまでの感染事例からは、子どもの感染は家庭内での感染事例が多く、新型コロナウイルス感染症の学校内感染を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、今後も各家庭の協力が不可欠であります。

つきましては、下記の項目についてご確認いただき、引き続き学校における感染拡大防止へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

- (1) 家族に体調不良者がいる場合は、お子さんの登校をお控えください。
- (2) 同居家族がPCR検査を受ける場合は、検査結果が出るまでは、お子さんの登校を控え、自宅で予防対策を徹底し待機させてください。
- (3) 同居家族がPCR検査を受ける予定がある場合には、速やかに学校へ連絡をお願いします。
- (4) ご家族のPCR検査結果が判明した際は、速やかに学校に連絡ください。
(ご家族が「陰性」であった場合には、お子さんはその翌日から登校再開となります。)
- (5) ご家族の検査結果が「陽性」であった場合には、保健所の助言に従って対応ください。
(お子さんが「濃厚接触者」として認定された場合は、2週間程度の自宅待機となります。具体的な日数については保健所と確認をお願いします。)
- (6) お子さんに発熱や風邪症状がある場合は、以下の対応をお願いします。
 - ① 発熱や風邪症状がある場合
 - ア 登校前 登校せず自宅で休養させてください。
 - イ 登校後 すみやかなお迎えと、自宅での休養をお願いします。

※ ア・イの対応をとった場合は、すみやかに医療機関を受診し、診察医から再登校日について確認するようお願いいたします。
 - ② 発熱や風邪症状があった場合の再登校日について
 - ア 受診し、再登校日について診察医に確認できた場合は受診医の指示に従ってください。
 - イ 受診しなかった、または、受診したが再登校日について診察医に確認できなかった場合は、お子さんの症状がなくなった後に再登校となります。

※上記について、お子さんは「出席停止」となり、「欠席」の扱いとはなりません。